

障がい福祉サービス等利用計画とは

平成24年4月から、障がい福祉サービスを利用するためには、「障がい福祉サービス等利用計画」（以下「サービス等利用計画」といいます。）が必要となりました。

これは、障がいのある方がどのような暮らしをされたいか、そのためにはどのようなサービスをどのように利用すると良いかを、計画相談支援事業所の相談員がその方の状況に応じて「サービス等利用計画」を作成します。

また、利用者ご自身で計画を作成すること（「セルフプラン」といいます。）もできます。その場合は、現在利用されている（または利用される予定の）サービス提供事業所や障がい者生活支援センター、障がい福祉課へご相談ください。



書のまち春日井「道風くん」
©Kasugai City 2008

【サービス利用と計画相談の流れ】

サービス利用申請

障がい福祉課へサービス利用の申請をします。

（計画相談支援を利用する場合）

（ご自身で計画を作成する場合（セルフプラン））

指定特定相談支援事業所と契約

サービス等利用計画の作成を依頼します。

障がい支援区分の認定

認定調査員がご自宅などで生活状況等をお聞きし、審査会の結果に基づいて障がい支援区分が認定されます。

サービス等利用計画案の作成及び提出

計画相談支援事業所の相談員が利用される方のご希望などを確認し、サービス等利用計画案を作成します。作成したサービス等利用計画案は、利用される方の承諾を受けた後、障がい福祉課へ提出します。

セルフプランの作成及び提出

利用者ご自身が計画案を作成します。作成した計画案は、障がい福祉課へ提出します。

サービスの支給決定（受給者証の交付）

サービス内容や支給期間が決定し、受給者証が交付されます。

サービス等利用計画（本計画）の作成及び提出

計画相談支援事業所が、サービス等利用計画案をもとにサービスを提供する事業所などと調整してサービス等利用計画（本計画）を作成し、障がい福祉課へ提出します。

サービス提供事業所と契約

利用されるサービスを提供する事業所と契約をします。

サービスの利用開始

サービスの利用ができます。

モニタリング

計画相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼した場合は、定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて見直しをします。



障がい福祉サービス等利用計画とは

平成24年4月から、障がい福祉サービスを利用するためには、「障がい福祉サービス等利用計画」（以下「サービス等利用計画」といいます。）が必要となりました。

これは、障がいのある方がどのような暮らしをされたいか、そのためにはどのようなサービスをどのように利用すると良いかを、計画相談支援事業所の相談員がその方の状況に応じて「サービス等利用計画」を作成します。

また、利用者ご自身で計画を作成すること（「セルフプラン」といいます。）もできます。その場合は、現在利用されている（または利用される予定の）サービス提供事業所や障がい者生活支援センター、障がい福祉課へご相談ください。



書のまち春日井「道風くん」
©Kasugai City 2008

【サービス利用と計画相談の流れ】

サービス利用の更新（変更）申請

障がい福祉課へサービス利用の更新（変更）申請をします。

（計画相談支援を利用する場合）

（ご自身で計画を作成する場合（セルフプラン））

指定特定相談支援事業所と契約

サービス等利用計画の作成を依頼します。

（支援区分認定の満了または変更がある場合）

障がい支援区分の認定

認定調査員がご自宅などで生活状況等をお聞きし、審査会の結果に基づいて障がい支援区分が認定されます。

サービス等利用計画案の作成及び提出

計画相談支援事業所の相談員が利用される方のご希望等を確認し、サービス等利用計画案を作成します。作成したサービス等利用計画案は、利用される方の承諾を受けた後、障がい福祉課へ提出します。

セルフプランの作成及び提出

利用者ご自身が計画案を作成します。作成した計画案は、障がい福祉課へ提出します。

サービスの支給決定（受給者証の交付）

サービス内容や支給期間が決定し、受給者証が交付されます。

サービス等利用計画（本計画）の作成及び提出

計画相談支援事業所が、サービス等利用計画案をもとにサービスを提供する事業所などと調整してサービス等利用計画（本計画）を作成し、障がい福祉課へ提出します。



サービス提供事業者と契約

利用されるサービスを提供する事業者と契約をします。

サービスの利用開始

サービスの利用ができます。

モニタリング

計画相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼した場合は、定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて見直しをします。

